

アッ!?

就職活動中の皆さまへ



「聞かれてませんか？こんなこと！」

就職活動中に、企業指定の「エントリーシート」や企業訪問時のアンケート、面接時の質問などで、自分が働くことに何の関係もないようなことを、書かされたり聞かれたりした経験はありませんか？

※アルバイトでの就職活動であっても同様です。

例えば…

「国籍」「本籍」「家族構成」「家族の職業・収入」「住宅状況」「資産状況」「宗教」「思想」「尊敬する人物」「愛読書」「性別」「スリーサイズ」など。

このような内容が採用選考の材料にされるの??

⇒採用選考の材料にされる可能性があります。

もし「家族構成」や「親の収入・資産状況」などの理由で不採用になったら・・・

当然このような内容は、あなたが仕事をする上で何の関係もありません。

あなたの「能力や適性」以外を採用選考の判断材料とすることは、基本的人権を尊重した「公正な採用選考」とは言えません。

「職業安定法」では、求人企業等が遵守すべき、求職者等の個人情報の取扱いについて規定しており、厚生労働大臣の定める「指針」では、原則として収集してはならない個人情報を規定しています。詳しくは裏面を見てください。

※平成28年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

「本籍」や「出身地」なども、本人に責任のない事項であり、採用選考には不必要な情報です。

学生の皆さまへ ～大阪労働局(ハローワーク)の取組～

大阪労働局(ハローワーク)、大阪府等はお互いに協力し「公正な採用選考システムの確立」に向けた取組を行っています。

また、大阪府内の国公立大学、短期大学、高等専門学校が加入している「大阪府下大学等就職問題連絡協議会」との連携により、就職活動を行っている皆さまから「就職差別等についての報告書」を提出していただき、問題のある採用選考を実施している企業等に対して啓発・指導を行っております。

詳しくは、在籍する学校等の「就職部」等の就職担当部署へお尋ねください。

なお、大阪新卒応援ハローワークでは、大学生等(既卒者を含む)を対象とした求人情報の提供及び職業相談・紹介及び各種セミナー等を行っていますので、大いにご利用ください。



「就活学生を応援します!!」大阪新卒応援ハローワーク

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-young/>



「求職者の個人情報取扱い」について

職業安定法では、「求職者の個人情報の取扱い」について次のように規定しています。

第5条の4

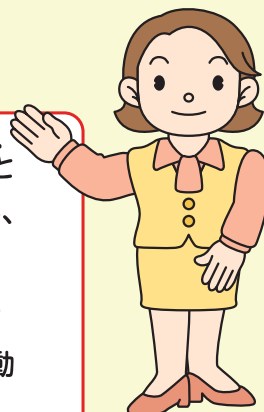
公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「求職者等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

- 対象となるのは…求人企業、職業紹介事業者などです。
- 個人情報の収集の基本は…業務の目的の範囲内で収集すること。

POINT

●収集してはならない個人情報は…

- ・人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項（家族の職業、収入、本人の資産などの情報、容姿、スリーサイズなど）
- ・思想及び信条（人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書など）
- ・労働組合への加入状況（労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関することなど）



- 個人情報を収集するには…本人から直接収集すること。
本人以外から収集する時は、本人の同意を得た上で収集すること。
- 個人情報の保管、使用は…収集目的の範囲内に限られます。
- 個人情報の管理は…目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新の内容に保つこと。
紛失、破壊及び改ざんを防止すること。
第三者からのアクセスを防止すること。
必要がなくなれば破棄又は削除すること。

違反した時は

★改善命令や罰則（6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が適用される場合があります。

